

(仮称) 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例 (最終素案)

前 文

亀岡市は昭和57年に、「健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。」として、「福祉都市」を宣言し、障害福祉に係る施策を計画的に推進しています。

社会は、人と人が関わり合い、お互いの思いを伝え合うことによって成り立っています。助け合い、敬い合うためにはコミュニケーションが必要です。

ろう者のコミュニケーションの手段である手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語である日本語と同等の言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、今まで手話は言語と認められていなかったため、手話を学び、手話で学ぶ環境が整備されてこなかったこと、また、社会においても、手話への理解は乏しく、手話を使用する環境が十分には整えられてきませんでした。

また、ろう者だけでなく、多くの障害者が、生活に必要不可欠な情報取得及びコミュニケーションに著しい困難を抱えています。

こうした状況に鑑み、手話を言語として認識するとともに、あらゆる障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、この条例を制定します。

(目 的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以降「法律」という。）及びその他関連法令等の理念に沿って手話言語等のコミュニケーション手段による、情報保障及び意思疎通の保障並びに手話言語等の普及及び理解の促進を図ることにより、障害のある人もない人もすべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例は、障害を理由とする差別の解消並びに市の施策推進における手話言語等のコミュニケーション手段の取扱いの明確化を図るために、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 市の施策推進に際し、手話を1つの言語として取り扱うこと。
- (2) 市内の事業者が事業を行う際に、手話を1つの言語として取り扱うこと。
- (3) 施策推進のために市が市民及び事業者との意思疎通を図る場合、市は法律第7条中の合理的配慮の提供の義務に基づく配慮を行うこと。

- (4) 災害時等の緊急時における、コミュニケーション困難者に対する支援を充実させ、相互に緊密に協力すること。
- (5) 手話が言語である事及びコミュニケーション手段の提供をはじめとする合理的配慮の提供について、広く市民に啓発すること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む。)その他の心身の機能の障害を有し、それにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいう。
- (2) 市の施策 障害者等に関する施策を含む全ての施策をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 市内の事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)の内、営利又は非営利を問わず市内において事業を行う個人、法人及び団体をいう。
- (5) 合理的配慮 行政機関等が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない範囲で行う、必要かつ合理的な配慮をいう。
- (6) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (7) ろう者 手話を主たる言語とする聴覚障害者をいう。
- (8) 言語 音声言語及び手話言語その他の形態の非音声言語をいう。
- (9) コミュニケーション(意思疎通) 言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式をいう。
- (10) 手話言語等コミュニケーション手段 独自言語としての手話言語、触手話言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読、その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。

(市の責務)

第4条 市は、法律のほか障害者基本法をはじめとする関連法令、市が策定する障害関係諸法令に基づく法定計画をはじめとするその他各種計画との整合を図りながら、費用対効果を考慮しつつ第1条の目的を達成するために必要な市の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、手話言語等コミュニケーション手段による情報保障及びコミュニケーションの

保障並びに手話言語等の普及及び理解を推進するものとする。

- 3 市は、手話言語等コミュニケーション手段の利用をはじめとする合理的配慮の提供の普及推進に当たり、市民、市内の事業者、他市町村及び府と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する手話言語等コミュニケーション手段の利用、理解及び普及に努めるものとする。

(その他の者の役割)

第6条 障害のある人や、その関係者、その関係団体又は市内の事業者その他は、市が推進する手話言語等コミュニケーション手段に関する施策に協力すると共に、基本理念に対する理解の促進並びに普及に努めるものとする。

(施策の推進、検証)

第7条 市は、この条例の基本理念に従い、目的の達成のために計画的に施策を推進するものとする。

- 2 施策の推進に際し、次の各号を方針に掲げるものとする。

- (1) 手話言語等コミュニケーション手段を取得する機会の創出
- (2) コミュニケーション支援者等の確保及び養成への支援
- (3) 公共施設における合理的配慮の提供の実施

- 3 市は、亀岡市障害者基本計画に基づき、亀岡市障害者施策推進協議会において、施策の推進を検証するものとする。

(財政措置)

第8条 予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。